

## 追加議事日程

令和6年9月2日  
午後3時30分開会  
さんくす3番館4階教育委員室

- 第1 議案第69号 吹田市公民館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について



議案第69号

吹田市公民館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

標記のことについて、吹田市公民館条例施行規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定めます。

令和6年9月2日提出

吹田市教育委員会  
教育長 大江 慶博



吹田市公民館条例施行規則の一部を改正する規則を次のとおり定めます。

令和6年 月 日

吹田市教育委員会  
教育長 大江 慶 博

吹田市教育委員会規則第 号

吹田市公民館条例施行規則の一部を改正する規則（案）

吹田市公民館条例施行規則（昭和60年吹田市教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「次に掲げる事項を記載した」を削り、各号を削り、同条第2項中「前1月に当たる日」を「3月前の日」に改める。

第7条第2項及び第3項を削る。

第8条中「次に掲げる事項を記載した」を削り、各号を削る。

第9条第2項中「次に掲げる事項を記載した」を削り、各号を削る。

第10条第1項第2号中「前7日」を「の7日前」に改め、同条第2項中「次に掲げる事項を記載した」を削り、各号を削る。

附 則

この規則は、令和7年1月1日から施行する。



吹田市公民館条例施行規則現行・改正案対照表

は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(使用の申請)</p> <p>第4条 公民館の施設を使用しようとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した使用許可申請書を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1) 申請者の氏名又は名称、住所又は所在地及び電話番号並びに団体にあつては、担当者の氏名（以下「申請者の氏名等」という。）</p> <p>(2) 使用日時、使用施設、使用附属設備、使用目的及び使用人数（以下「使用日時等」という。）</p> <p>2 前項の規定による申請は、使用しようとする日（以下「使用日」という。）の前1月に当たたる日から使用日の3日前までに行わなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p>	<p>(使用の申請)</p> <p>第4条 公民館の施設を使用しようとする者は、あらかじめ、使用許可申請書を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による申請は、使用しようとする日（以下「使用日」という。）の3月前の日から使用日の3日前までに行わなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p>
<p>(使用時間の超過)</p> <p>第7条</p> <p>2 超過時間の使用料は、原則としてその許可を受けたときに納付しなければならない。</p>	<p>(使用時間の超過)</p> <p>第7条</p> <p>-----略-----</p>
<p>(使用の取消し)</p> <p>第8条 使用者は、公民館の施設の使用を取り消そうとするときは、遅滞なく次に掲げる事項を記載した使用取消届に使用許可書を添えて教育委員会に提出するものとする。</p> <p>(1) 申請者の氏名等</p> <p>(2) 許可を受けた使用日時等</p> <p>(3) 取消しの理由</p>	<p>(使用の取消し)</p> <p>第8条 使用者は、公民館の施設の使用を取り消そうとするときは、遅滞なく使用取消届に使用許可書を添えて教育委員会に提出するものとする。</p>

現 行	改 正 案
<p>(使用料の減額又は免除)            -----略-----            第 9 条            2 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した使用料減額・免除申請書を使用許可申請書に添付しなければならない。            (1) 申請者の氏名等            (2) 使用日時等            (3) 減額又は免除の理由            (使用料の還付)            第 1 0 条 条例第 7 条第 4 項ただし書の規定により使用料の還付を行う場合及びその割合は、次のとおりとする。            (1) -----略-----            (2) 使用者が使用日前 7 日までに使用取消届を提出した場合 既納使用料の 5 割            2 使用料の還付を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した使用料還付申請書に使用許可書及び使用取消届を添えて教育委員会に提出しなければならない。            (1) 申請者の氏名等            (2) 許可を受けた使用日時等</p>	<p>(使用料の減額又は免除)            -----略-----            第 9 条            2 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、使用料減額・免除申請書を使用許可申請書に添付しなければならない。            (使用料の還付)            第 1 0 条 条例第 7 条第 4 項ただし書の規定により使用料の還付を行う場合及びその割合は、次のとおりとする。            (1) -----略-----            (2) 使用者が使用日の 7 日前までに使用取消届を提出した場合 既納使用料の 5 割            2 使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付申請書に使用許可書及び使用取消届を添えて教育委員会に提出しなければならない。</p>